

夜間納税窓口を開設

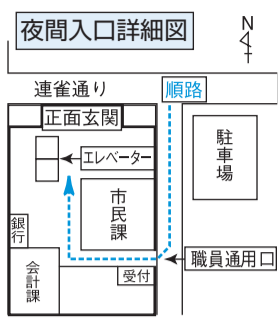
〔固定資産税・都市計画税、市・都民税、軽自動車税、法人市民税〕

金融機関等で市税を納めることができない方のため、夜間納税窓口を開設します。また、事情により一度に納めることが困難な方は、ご相談ください。

とき 7月24日(金)、27日(月)、28日(火)、いずれも午後8時まで

ところ 納税課(市役所第二庁舎3階)

※ 東側職員通用口(左図)から入り、エレベーターをご利用ください。



人道橋の名称が「平右衛門橋」に決定

7月末の完成を予定している都立小金井公園前の人道橋の名称について、公募された80点以上を選定委員会で検討した結果、市村水城さんと幸川はるひさんから応募のあった、平右衛門橋(へいえもんばし)に決定しました。

名称は、江戸時代に武蔵野新田の開拓と復興事業に尽力し、玉川上水堤にヤマザクラ並木をつくらせた地域の先覚者である川崎平右衛門定孝に由来しています。

問合せ 生涯学習課文化財係 ☎042-387-9879

27年度 黄金井得商品券 販売所

店名	住所	電話番号	営業時間	休業日
ブックスキャロット駅前店	梶野町5-1-5	387-0031	10:00~23:00	無休
仙波商店	緑町1-6-49	384-1008	8:30~20:00	水曜日
大洋堂書店	緑町1-1-23	381-2148	10:00~21:30 日曜日11:00~19:00	無休
ときどきオシャレわたなべ	東町4-42-6	383-7247	9:00~20:00	不定休
佐藤商店	東町4-31-9	383-1011	9:00~22:30	月曜日
岡田米穀店	東町4-5-15	381-3823	7:30~20:00	日曜・祝日
あらい米穀店	中町3-13-13	381-2928	9:00~20:00	日曜日
富士ドライクリーニング	本町1-9-1	381-1749	7:30~20:30	日曜日
御菓子司 三陽	本町2-9-10	383-7400	9:00~20:00	月曜日
ケーニッヒ	緑町5-17-22	381-4186	10:00~19:30	無休
村田水産	本町5-41-14	383-8607	10:00~19:00	水曜日
(有) 信邦無線	本町4-13-20	383-0368	9:00~20:00	無休
ファミリーマート中川小金井北店	本町5-15-9	383-3080	9:00~20:00	無休
割烹 真澄	本町5-18-5	381-2770	11:30~13:30 /17:00~23:00	不定休
長澤時計店北口店	本町5-19-1	381-2474	10:00~20:00	日曜日
松島輪業商会	本町1-18-14	381-2078	9:30~19:00	日曜日
かごや書店	本町1-8-4	381-2205	9:30~19:00	無休
ふじかわフォトサービス	本町6-14-28	381-2545	10:00~20:00	無休
マツダオートザム小金井	前原町3-18-20	385-8771	9:30~17:00	水曜日
東京キーロック	前原町5-14-25	385-6934	9:00~18:00	日曜日
かじや酒店	貫井南町4-17-22	381-0469	10:00~20:00	水曜日
商工会	前原町3-33-25	381-8765	10:00~16:00	土曜・日曜・祝日

※ 表中、電話番号は市外局番042を省略しています。

黄金井得商品券 20%お得な商品券を販売

商工会では、20%のプレミアム付きの「黄金井得商品券」を前期と後期(10月15日販売開始)の2回に分けて販売します。

今回は前期分を7月15日(水)午前10時から市内22か所の商品券販売所(右表)で販売します。

商品券は、大型店を除く加盟店で利用できるA券8枚と、全加盟店で利用できるB券4枚の12枚綴り(1枚500円。6,000円相当)を5,000円で販売します。

ぜひ、お買い求めのうえ、ポスター(下図)の掲示がある市内の加盟店(約400店舗)でお買い物等にお使いください。

購入限度額 1人当たり10万円(20冊)まで
 利用限度額 1件当たり12万円まで
 有効期間 7月15日(水)~平成28年1月14日(木)
 その他 商品券で買い物等をするとプレゼントなどの特典があります。特典の詳細はお問い合わせください。
 問合せ 商工会 ☎042-381-8765

固定資産税の減額制度

〈耐震改修工事に伴う減額〉

一定の要件を満たす耐震改修工事を行った既存住宅の翌年度分(通行障害既存耐震不適格建築物であった場合は、改修後2年度分)の固定資産税(家屋分)を申告により、2分の1減額します。

対象 次のすべての要件を満たす住宅

- ▽ 昭和57年1月1日以前に建てられた住宅
- ▽ 平成18年1月1日~27年12月31日に現行の耐震基準に適合した一定の耐震改修工事を実施したもの
- ▽ 工事費用が50万円超

対象床面積 1戸当たり100平方メートル以上

必要書類 現行の耐震基準に適合した工事であることの証明書(地方公共団体、建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関、住宅瑕疵担保責任法人が証明したもの)、工事費50万円超を証した領収書等

申告期限 原則改修工事後3か月以内

〈省エネ改修工事に伴う減額〉

一定の要件を満たす省エネ改修工事(熱損失防止改修工事)をした住宅の翌年度分の固定資産税(家屋分)を申告により、3分の1減額します。

対象 次のすべての要件を満たす住宅

- ▽ 平成20年1月1日以前に建てられた住宅(賃貸住宅を除く)
- ▽ 平成20年4月1日~28年3月31日に改修工事を実施したもの

対象床面積 1戸当たり100平方メートル以上

必要書類 熱損失防止改修工事により新たに省エネ基準に適合することを示す証明書(建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関、住宅瑕疵担保責任法人が証明したもの)、工事費50万円超を証した領収書等

申告期限 原則改修工事後3か月以内

〈長期優良住宅建築に伴う減額〉

一定の要件を満たす長期優良住宅認定を受けた新築住宅について、申告により5年度分(建築確認申請書で3階建て以上の中高層耐火、準耐火住宅と確認できるものは7年度分)の固定資産税(家屋分)を減額します。

対象 次のすべての要件を満たす新築住宅

- ▽ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定される基準に基づき、東京都により認定を受けているもの

平成21年6月4日~28年3月31日に建築されたもの(マンションを含む)

居住面積が50平方メートル以上280平方メートル以下(1戸建て以外の貸家は40平方メートル以上280平方メートル以下)

※ 併用住宅は、居住部分の床面積が家屋の床面積の2分の1以上であること

減額範囲 居住部分の床面積120平方メートル相当までを限度として、当該家屋の固定資産税の2分の1を減額

〈共通〉

必要書類 認定長期優良住宅を証する書類またはその写し

申告期限 新築した年の翌年の2月1日まで(土曜・日曜・祝日を除く)

その他 長期優良住宅の認定については、東京都多摩建築指導事務所建築指導第二課(☎042-404-0009)にお問い合わせください。

申告書配布 市資産税課で配布するほか、市ホームページからダウンロードできます。

注意事項 新築軽減などの他の減額措置と同時に適用はできません。(バリアフリー改修工事と省エネ改修工事は、同時に適用できません)

申告方法 市所定の申告書に必要事項を明記し、必要書類を添えて、資産税課家屋係へ。

その他 固定資産税の減額以外にも、住宅改修を支援する次のような制度があります。

- ▽ 木造住宅耐震改修助成金
- ▽ まちづくり推進課住宅係(☎042-387-9886)
- ▽ 重度障害(下肢または体幹)の方への住宅設備改善支援
- ▽ 自立生活支援課相談支援係(☎042-387-9884)
- ▽ 自立支援のための住宅改修
- ▽ 介護福祉課高齢福祉係(☎042-387-9843)
- ▽ 介護保険制度の住宅改修
- ▽ 介護福祉課介護保険係(☎042-387-9822)

問合せ 資産税課家屋係(市役所第二庁舎3階) ☎042-387-9821

